

## 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

## 年金制度における世代間の給付と負担の関係について (ご議論いただきたい論点)

- 年金制度における世代間の給付と負担の関係を論じる場合には、年金制度の中の給付と負担だけでなく社会経済生活の中で、国や社会、家族などから受ける様々な便益や、そのために必要となる負担を総合的に考慮する必要があるのではないか。
  - 公的年金がなければ、経済成長とともに起こってきた都市化・核家族化などに対応できたであろうか
  - 制度創設前には、私的な扶養によって親世代への負担が生じていたことをどう考えるか。
  - 公的年金を経済成長に合わせて充実させることにより、高齢世代の生活水準を高め、現役世代との生活水準の格差を縮小させてきたことをどう考えるか。
- 仮に、年金制度の中だけで「世代間の給付と負担の関係」を計算する場合でも、以下のような視点が必要ではないか。
  - 生涯に受け取る年金給付総額の平均値を一定の仮定のもと機械的に計算するだけでなく、長生きのリスクや急激な経済変動による老後所得の実質価値減のリスクなど、年金制度がカバーする様々なリスクを軽減できる効果を考慮する必要があるのではないか。
  - 割引現在価値換算に用いる割引率としてどのような指標を用いるのが適切なのか(利回り、賃金上昇率、物価上昇率など)。
  - 事業主負担は誰に帰着するのかについて様々な意見があるなかで、事業主負担をどのように扱うのか。
  - 負担と給付の関係の示し方として、どのような方法を用いるのが適切なのか(差引(=負担-給付)という示し方と比率(=給付/負担)という示し方)。
- 「積立方式の年金制度に抜本改革すれば、世代間格差を是正できる」という意見があるが、これをどう考えるか。積立方式とする場合、若年世代が自らの年金給付のために積み立てる保険料だけでなく、その時の高齢者の年金給付のために財源が必要となるが、その財源(税など)を誰が負担するのかという点も含めた給付と負担の関係を見る必要があるの<sub>1</sub>ではないか。

## 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 社会保障・税一体改革大綱において、「給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である」とされており、「世代間の公平性の確保」は社会保障改革の重要な視点の1つとなっている。
- この大綱における「世代間の公平性の確保」は、従前の年金、医療、介護の仕組みにも手を加えつつ、子育て支援を中心とする若者世代への給付を手厚くすることや、高齢者にも応分の負担をしてもらうために税制や保険料、利用者負担などの在り方を見直すなど、幅広い視点での改革を意味している。
- 一方、一部の試算に基づいて、生涯に支払った“保険料”と“給付”的割引現在価値換算額の差引きをもって、世代間の格差が大きいことを示しているものがある。
- これに対して、年金制度における世代間の給付と負担の関係を論じる場合には、
  - ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行
  - ② 少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
  - ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇など様々な要素を踏まえて考える必要があるという指摘もある。

## 「世代ごとの給付と負担の関係」について

- 現在の公的年金制度は、世代間扶養を基本とする仕組み(賦課方式)。このような制度においては、少子高齢化が進む中では、年金の給付と負担の額に関してある程度の世代間格差が生じることは避けられない面もある。

$$\text{給付負担倍率} = \frac{\text{生涯年金給付総額}}{\text{生涯保険料負担総額} (\times)}$$

※ 生涯保険料負担総額には、事業主負担を含んでいない。

- しかしながら、今の高齢者世代は、現役時代に自分の親を養う(同居・仕送り)費用を別途負っていたことも考慮すれば、実際には、高齢者世代の負担はそれほど軽くはないとも考えられる。

### 《今の高齢者世代の給付と負担の関係》



- また、今の現役世代は、過去の経済成長による生活水準の向上(交通機関の整備、住生活の充実など)を得ていることも考慮すれば、実際には、現役世代はもっと給付を受けているとも考えられる。

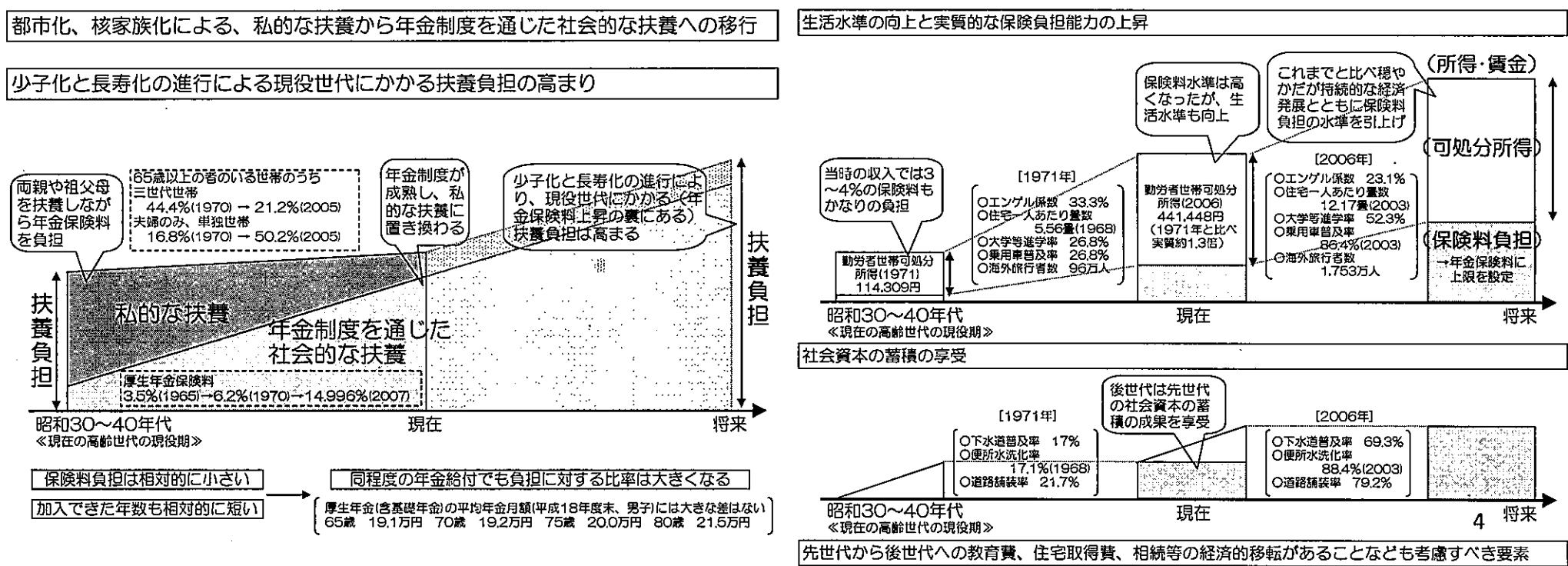
### 《今の現役世代の給付と負担の関係》



## －年金制度における世代間の給付と負担の関係について－

(平成21年5月26日社会保障審議会年金部会 資料)

- 年金制度の中で、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の関係に差が生じる。
  - 現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、
    - ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと
    - ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたことなどの要因により生じている。
  - 年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある
    - ①都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行
    - ②少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
    - ③生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇などの要素を合わせて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることはできない。



## ○ 賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したもの用いて比較を行ったものである。

## ○ 65歳以降の年金受給額で比較

今後、雇用と年金の連携を図り60歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

## ○ 事業主負担分を含めずに比較

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

### 【厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係 ー 平成21年財政検証、基本ケース ー】

	1940年生まれ (2010年70歳) [2005年度時点で換算]	1950年生まれ (2010年60歳) [2015年度時点で換算]	1960年生まれ (2010年50歳) [2025年度時点で換算]	1970年生まれ (2010年40歳) [2035年度時点で換算]	1980年生まれ (2010年30歳) [2045年度時点で換算]	1990年生まれ (2010年20歳) [2055年度時点で換算]	2000年生まれ (2010年10歳) [2065年度時点で換算]	2010年生まれ (2010年0歳) [2075年度時点で換算]
保険料負担額	900 万円	1,300 万円	2,200 万円	3,200 万円	4,500 万円	5,900 万円	7,700 万円	9,800 万円
年金給付額 〔65歳以降分〕	5,500 万円 4,300 万円	5,200 万円 4,600 万円	6,200 万円 6,100 万円	8,000 万円	10,400 万円	13,600 万円	17,600 万円	22,500 万円
負担給付比率 〔65歳以降分〕	6.5 倍 5.1 倍	3.9 倍 3.4 倍	2.9 倍 2.8 倍	2.5 倍	2.3 倍	2.3 倍	2.3 倍	2.3 倍

(注) 1. 設定は以下の通り。

夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額42.9万円)し、妻はその間専業主婦(昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし)という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)

2. 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

3. 人口推計、経済前提等については、平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

## 試算結果の詳細

### 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

#### ○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢 (生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金 給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年金 給付額 ②	倍率 ②/①
	万円	万円		万円	万円	万円	万円	
70歳 (1940年生) [2005年度時点での換算]	900 (900)	5,500 (5,600)	6.5	4,300 (4,400)	5.1	300 (300)	1,300 (1,400)	4.5
65歳 (1945年生) [2010年度時点での換算]	1,000 (1,000)	4,800 (4,800)	4.7	4,000 (4,000)	3.9	400 (400)	1,300 (1,300)	3.4
60歳 (1950年生) [2015年度時点での換算]	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
55歳 (1955年生) [2020年度時点での換算]	1,700 (1,500)	5,600 (4,900)	3.3	5,200 (4,500)	3.1	700 (600)	1,500 (1,300)	2.2
50歳 (1960年生) [2025年度時点での換算]	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
45歳 (1965年生) [2030年度時点での換算]	2,700 (2,100)	7,100 (5,600)	2.7	7,100 (5,600)	2.7	1,100 (800)	1,900 (1,500)	1.8
40歳 (1970年生) [2035年度時点での換算]	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
35歳 (1975年生) [2040年度時点での換算]	3,800 (2,700)	9,100 (6,400)	2.4	9,100 (6,400)	2.4	1,500 (1,100)	2,400 (1,700)	1.5
30歳 (1980年生) [2045年度時点での換算]	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
25歳 (1985年生) [2050年度時点での換算]	5,200 (3,300)	11,900 (7,600)	2.3	11,900 (7,600)	2.3	2,000 (1,300)	3,100 (2,000)	1.5
20歳 (1990年生) [2055年度時点での換算]	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
15歳 (1995年生) [2060年度時点での換算]	6,800 (3,900)	15,500 (9,000)	2.3	15,500 (9,000)	2.3	2,700 (1,500)	4,000 (2,300)	1.5
10歳 (2000年生) [2065年度時点での換算]	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
5歳 (2005年生) [2070年度時点での換算]	8,700 (4,600)	19,900 (10,400)	2.3	19,900 (10,400)	2.3	3,400 (1,800)	5,200 (2,700)	1.5
0歳 (2010年生) [2075年度時点での換算]	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。 ( ) 内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

## 計算の前提

### (1) 加入歴

#### ①厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別報酬月額は平成21年財政検証での標準報酬指数より算出。平均標準報酬月額42.9万円)妻はその間専業主婦(昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。

#### ②国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

### (2) 受給期間

男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成18年12月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

### (3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

## 計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。

